中小企業・起業家のためのいちばんシンプルな

消費税のまとめ

≪税理士事務所が顧問先様に最低限お伝えしたいこと≫

まずはじめに

1 8%と10%の区分

2 帳簿に記載すること

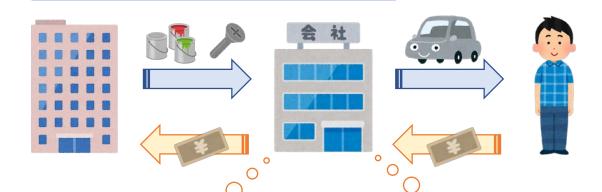
3 「請求書」の要件

4 免税業者が売るとき=免税業者から買うとき

おわりに

まずはじめに

消費税の納税義務者の場合



「代金<u>+消費税</u>」の<u>支払</u>

「代金+消費税」の受取

- ①受取った消費税 (仮受消費税等) から 支払った消費税 (仮払消費税等) を引いた残りを 納付します。 (原則課税) (この他、条件を満たすと簡易課税という方法も選択できます。)
- ②支払った消費税_(仮受消費税等)を引くことを 「仕入税額控除」といいます。
- ③「仕入税額控除」を受けるためには、請求書等の保存が必要です。

「請求書」を 保存しておかないと、 払った消費税を控除 できないのね…。



深谷稅務会計事務所

Fukaya Tax Accounting Office

8%と10%の区分

2019年10月1日より、消費税が10%に引き上げられます。 同時に、消費税率8%の軽減税率制度が導入されます。

■軽減税率制度の対象品目

軽減税率(8%)の対象品目は、①飲食料品(お酒や外食サービスを除く)、

②週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)です。

対象品目…軽減税率8% 対象外品目…標準税率10%

新聞

(定期購読される



①飲食に用いられる設備 (椅子・テーブルなど)の ある場所において、 ②飲食料品を飲食させる



持ち帰りのための容器に入れ、 または包装を施して行う飲食料品

- 牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当(※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。



- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

(食品表示法に規定する「食品」)







有料老人ホーム等で 提供される 飲食料品



体商品



1万円(税抜)以下の少額のもので、 価額のうちに軽減税率の対象となる食品 の占める割合が2/3以上である場合に 限り、全体が軽減税率の対象となります。

医苯品 医塞部外品等



出典:中小企業庁 消費税軽減税率まるわかりBOOK

軽減税率8%が対象のものを大まかに区分すると

- ・飲食料品(外食・酒類を除く)
- ・新聞

となります。

★事務所用の飲料、出張や残業の際のお弁当など、 経費には何かしら軽減税率8%のものが含まれること になります。

帳簿に記載すること

2019年10月1日以降の 現金出納帳 の一例

日付	摘要	入金	出金	残高
	前月繰越			50,000
4/1	○○銀行普通預金より引出	100,000		150,000
11	○○スーパ-/来客用コーヒー ※軽減税率8%		540	149,460
4/2	○○書店/参考書籍		1,650	147,810

帳簿には、

- ①支払先の名称
- ②取引年月日
- ③取引内容 ★軽減税率対象品目である旨
- ④取引金額

これらの事項が記帳されていることが重要です。

★「4.免税業者から買うとき」にある、2023年10月1日 以降に免税業者への支払で仕入税額控除を受ける場合に は、その旨も併せて記載が必要です。 3

「請求書」の要件



~平成31年9月30日



O×食	# ##	発行日	3:平成28年4月25E
今回ご	清求額	15, 228円 東3	OOストアー 京都△△区◆◆町1-2- TEL:03-1234-xxx ないます
Months.		.んと ましてのりゃっとうと	
		情求申し上げます。 品目	税込価格
	通り、ご	請求申し上げます。	
	通り、ご日付	請求申し上げます。 品目	税込価格
	通り、ご日付	請求申し上げます。 品目 食料品	税込価格 3,240
	通り、ご 日付 4/14	請求申し上げます。 品目 食料品 雑貨	税込価格 3,240 2,160

2019年10月1日

4

年

蕳

2 区分記載請求書

平成31年10月1日 ~平成35年9月30日

ES

請求書の様式を 変更しなければ いけないな



※標準税率対象品目のみ を販売している場合は、 現在と同様の書式で対応 することも可能です。

2023年10月1日

3 年

蕳

年

蕳

書 発行日: 平成31年10月25日 ○○ストアー 東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx 15, 340円 お買い上げいただきましてありがと 記載の通り、ご請求申し上げます。 ①軽減税率の 対象品目で 食料品 雑貨 食料品 雑貨 3/240 2, 200 5, 940 3, 960 ある旨 10/15 10%税率対象合 8%税率対象仓 合計 注) ※は軽減税率 (8%) 適用商品 ②税率ごとに合計した 対価の額

3 適格請求書(インボイス) 平成35年10月1日~

消費税の 課税事業者は 全員インボイスに 対応しなければ いけないな

出典:日本商工会議所/各地商工会議所 中小企業のための消費税軽減税率対策

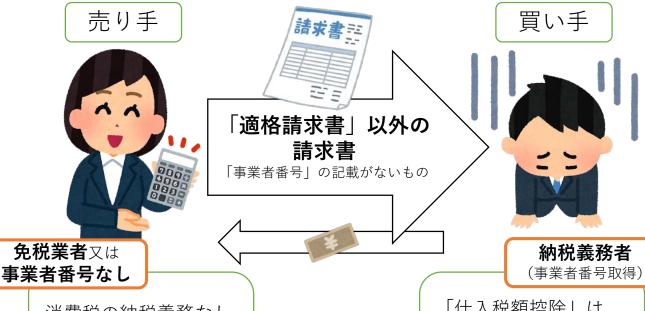
★軽減税率対象品目を取扱っていない企業でも、仕入税額控除を 受けるために正しい請求書等の様式を把握しておく必要があり ます。

2023年10月1日以降は「適格請求書」の保存が仕入税額控除を受けるための要件となります。

4 免税業者が売るとき=免税業者から買うとき

2023年10月1日以降は、<u>事業者番号が記載されている「適格請求書」</u>(または「適格簡易請求書(レシート)」)の保存が 仕入税額控除の要件となります。

「適格請求書」には、事業者番号の記載が必須です。 この番号の記載のない請求書で消費税を記載することは出来ません。 (請求することはできません)



消費税の納税義務なし

- ・売上代金に消費税を加算 できない
- ・消費税を払っても控除 (還付)できない

<u>「仕入税額控除」は</u> 受けられない

・事業者番号のない業者からは消費税を請求されない。

- ・免税業者へ支払があっても消費税の仕入税額控除を受けられないことから、 業種によっては免税業者に対する買い控えが起こる可能性があります。
- ★2023年以後、一定期間特例が設けられ、免税業者への支払であっても請求 書の保存と帳簿への特例適用の旨の記載を要件に一定の仕入税額控除を受 けることができます。(期間と率は次ページを参照ください。)
- ・事業者番号を取得した業者であれば、たとえ免税業者に対する売上でも消費税を受取ることになります。買い手が「自分は免税業者だから消費税を 請求するな」とは言えません。(従来通りです。)

おわりに

課税事業者の事業者番号を取得するための登録は、 2021年10月1日から開始される見通しです。

現行制度から変わること

適格請求書等保存方式の導入で、税額計算の方法や請求書等の発行の義務、仕入税額控除の要件などが変わります。

税額計算の方法および特例の施行スケジュール



出典:中小企業庁 消費税軽減税率まるわかりBOOK

原則的かつ必要最低限の情報をできる限りシンプルにまとめました。ここに記載した以外にも、様々な変更点や経過措置が取られます。

また、疑問点や分かりづらい点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。